

この度はお問合せ頂きましてありがとうございます。下記にご記入いただき FAX にて送信くださいませ。
下記□のいずれかに してください。

お見積 ご発注

【 単管パイプ 】

会社名 (フリガナ)	
住所	〒
ご連絡先	TEL FAX
ご担当者様氏名 (フリガナ)	
携帯電話番号	
メールアドレス	
ユニック指定	あり ・ なし ※該当するものを○で囲んでください。
回答希望	<input type="checkbox"/> 大至急 <input type="checkbox"/> 当日対応 <input type="checkbox"/> 翌営業日中 <input type="checkbox"/> 1週間以内
<input type="checkbox"/> 私は、次項「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」の内容に同意します。	

(※)の商品は受注後生産品ですので、ご注意ください。

商品名	数量
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 6000(ピン付・ピン無・ダボ) 6m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 5500(ピン付・ピン無・ダボ) 5.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 5000(ピン付・ピン無・ダボ) 5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 4500(ピン付・ピン無・ダボ) 4.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 4000(ピン付・ピン無・ダボ) 4m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 3500(ピン付・ピン無・ダボ) 3.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 3000(ピン付・ピン無・ダボ) 3m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 2500(ピン付・ピン無・ダボ) 2.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 2000(ピン付・ピン無・ダボ) 2m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 1500(ピン付・ピン無・ダボ) 1.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ 先メッキ 1000(ピン付・ピン無・ダボ) 1m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 6000(ピン付・ピン無・ダボ) 6m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 5500(ピン付・ピン無・ダボ) 5.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 5000(ピン付・ピン無・ダボ) 5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 4500(ピン付・ピン無・ダボ) 4.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 4000(ピン付・ピン無・ダボ) 4m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 3500(ピン付・ピン無・ダボ) 3.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 3000(ピン付・ピン無・ダボ) 3m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 2500(ピン付・ピン無・ダボ) 2.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 2000(ピン付・ピン無・ダボ) 2m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 1500(ピン付・ピン無・ダボ) 1.5m	
φ48.6×2.4 単管パイプ ドブメッキ 1000(ピン付・ピン無・ダボ) 1m	

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

申込者は、本サービスの利用申込にあたり、現在および将来にわたって次の(1)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ(2)の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

なお、申込者が(1)のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は何らの催告を要せず、直ちに本取引を停止または解約できるものとします。この場合、申込者は、当該解約等により損害が生じた場合でも、当社に対し一切の賠償請求を行うことができず、また当社に損害が生じた場合はその一切を賠償するものとします。

(1) 属性に関する表明・確約

申込者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 行為に関する確約

申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為